

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

因幡電機産業株式会社
代表取締役社長 守谷 承弘
(コード番号 9934 東証・大証第1部)

問合せ先
常務取締役管理本部長 片山 良一
(TEL 06-4391-1781)

当社株券等の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 16 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件として、企業価値・株主共同の利益向上のための取組みとして、当社に対する濫用的な買収等を未然に防止するため、下記のとおり、当社株券等の大規模買付行為（下記 3.（1）において定義されます。以下同様です。）に関する対応方針（以下、「本プラン」といいます。）を導入することを決定しましたのでお知らせいたします。

なお、会社法、証券取引法及びそれらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

記

1. 当社における企業価値・株主共同の利益向上の取組みについて

当社は、「省エネルギー、省資源など地球環境に配慮し、豊かで快適な社会づくりに貢献する」という経営の基本理念のもと、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を行っております。省エネルギーの推進、地球環境への配慮といった新しい価値観が時代のニーズをリードしておりますが、その中でも電気に関わる商品・製品が社会に果たす役割は無限にあるといっても過言ではありません。当社は、これらを安定供給するという社会的使命を果たしつつ、当社を取り巻く多くのステークホルダーの信頼に応え、その責任を果たすことを通じて、企業価値・株主共同の利益の向上を図っております。

当社は、昭和 13 年に特殊電動発動機の製造業として創業し、電設資材商品の卸販売業への転換、流通業の使命に応えるべく営業の全国展開、空調部材等の製造販売業への進出などを経て、今日に至っております。当社が、このように長きにわたり事業展開をすることができ

ているのは、事業の背後にある経営理念を株主の皆様をはじめとするステークホルダーにご理解いただけているからと考えております。

当社の特徴は、電設資材商品の卸販売・空調部材等の製造販売を両輪として事業を展開していることにあります。電設資材商品の卸販売においては、豊富な商品知識と独自の調達機能を活かし、単なる商材の流通にとどまることなく付加価値の高い活きた商材を提供し続けることにより、業界最大手の規模と販売量を誇っております。他方、空調部材等の製造販売においては、独創性の高い製造技術や新たなニーズの発掘に基づく高品質な製品の提案により、高収益を生み出しております。かかる両輪のシナジー効果が、当社事業の継続的な成長につながっております。

また、当社は、電設資材商品の卸販売業として総合メーカーの傘下に入ることなく、経営の独立性を確保していることもその特徴としております。このことにより、仕入面に関しては、特殊分野に特化した専門メーカーを主力として幅広い商材の取扱いが可能となり、顧客のニーズに即応した供給体制を実現するとともに、顧客のニーズを専門メーカー等と共同して商品開発につなげることも可能としています。販売面に関しては、総合メーカー主導の販売エリアの束縛を受けることなく、主要都市に営業拠点を配置し、全国各地の顧客への商品供給を可能としています。メーカーと顧客をつなぐ卸販売業として、「人と人のつながり」、「会社と会社のつながり」を大切にする当社の社風は、創業から今日に至るまでの得意先・仕入先との相互研鑽を形成し、取引先相互の発展と良好な関係の構築に結実しております。

さらに、顧客満足度の向上、他社との差別化を図るためには、電設資材分野の専門家としての技術力を備えた人材が不可欠であり、必然的に従業員が当社の経営資源の核となることから、当社はこれまでも優秀な人材の確保や継続的な育成に時間と資金を惜しまない経営方針を貫いてまいりました。当社は、今後とも、従業員とともに成長・発展していく企業であり続けたいと考えております。

当社は、近年のデフレ環境下、保有資産の圧縮・不要コストの排除・債権管理の徹底など効率重視の経営努力により、強い企業体質へと変化いたしました。徐々に業況感が好転し始めた昨今、長期的かつ安定的な成長を実現するため新たな種をまく好機であると捉えています。このような現状認識のもと、更なる企業価値・株主共同の利益を向上させるための諸施策を実行いたします。

今後、収益の柱である空調配管製品における研究開発をさらに推し進めるとともに、「環境保全、バリアフリー、安全・省施工」をテーマとして空調分野で培った製品開発力を防災分野、冷凍分野、給水分野、電材分野へ水平展開し、事業領域の拡張を目指してまいります。将来の新芽を育てるべく、新たな成長分野の研究開発を推し進め、全国に築き上げた電設資材商品の販路を活用し、これら自社製品を積極的に市場投入してまいります。それと並行して、マルチメディアに対応した住宅向け情報盤（アバニアクト）をはじめ、新たなニーズを発掘したユニット商品の企画開発にも注力してまいります。

また、現在の建築・建設需要や将来の成長可能性は首都圏に集中することから、当社の成長戦略上も、首都圏市場が重要な位置を占めることとなります。当社の売上高は首都圏対近畿圏の市場規模に比して、近畿圏における比重が大きなものとなっており、市場規模とのアンバランスが生じています。今後は市場規模に対応する形で、首都圏・関東エリアへ積極的

に経営資源を投入し、当社の持つ提案営業能力、商品供給能力、情報技術力及び財務信用力を活かし、収益向上を図ってまいります。

さらに、継続的なコスト削減による経営の効率化を追求し続けてまいります。具体的には、東西物流センターの本格稼働により迅速な商品供給体制を確立すると同時に、受発注業務及び物流業務等におけるコスト削減の徹底、オペレーション効率の向上に努めてまいります。また、製造業部門においても、生産効率向上のため新成形方式を導入するなど設備投資を実施し、省力化による製造原価の低減を図ってまいります。

当社がその社会的使命・責任を果たすためには、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めることが必要であると考え、当社を支援してくださる株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つとして掲げております。したがって、配当政策につきましては期間業績に応じた適正な利益還元を目指し、毎期、当期純利益の35%を期末配当金とする業績連動型を基本方針としております。これに加え、平成17年3月期から平成21年3月期までの5年間にわたり、各期末に1株当たり25円を特別配当として株主の皆様へ還元いたしております。かかる方針に基づき、平成18年3月期末の1株当たり配当につきましては、普通配当75円、特別配当25円の計100円とする予定であります。そのほか、株式価値向上策として、平成14年度から平成17年度にわたり自己株式を約362万株（本日現在で発行済株式総数の約14.2%に当たります。）を取得いたしました。

なお、当社は、以上のような諸施策をより実効性あるものとするために、コーポレートガバナンスに重点を置いた経営を行ってまいります。平成17年6月開催の定時株主総会において、監督機能の充実を図るべく社外取締役を1名選任するとともに、取締役の経営責任を明確化するべく取締役の任期を1年に短縮いたしております。今後とも、当社の企業価値・株主共同の利益の向上を図るべく、コーポレートガバナンスの充実に向けて様々な観点から十分な検討を行ってまいります。

2. 本プラン導入の目的

以上のとおり、当社は企業価値・株主共同の利益を向上させるための諸施策に邁進してまいります。昨今、新しい法制度の整備や企業構造・企業文化の変化等を背景として、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、突如として株券等の大規模買付を強行するといった動きが顕在化しております。かかる大規模買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様へ株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が買付けの条件等について検討し、あるいは当社取締役会が代替案を策定するための十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買付者の掲げる条件よりも有利な条件を提示するために買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社株券等の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、本来、株式会社の支配権の移転を伴う大規模買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思に

基づき行われるべきものであります。

当社の企業価値・株主共同の利益に資するといえるためには、当社の経営理念を礎とし長年かけて築き上げてきた電設資材商品の卸販売業・空調部材等の製造販売業としての社会的使命・責任に関する基本的な考え方を、今後も引き続き実践していくことが必要不可欠であり、これらが大規模買付後も中長期的に確保・向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は損なわれることになりかねません。

一方、株主の皆様が仮に当社株券等の大規模買付の提案を受けた場合に、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた諸施策の潜在的効果、事業分野・人的ネットワークの有機的結合により実現され得るシナジー効果、その他当社の企業価値を構成する要素を十分に把握した上で、当該買付けに応じることの是非をタイムリーかつ適切に判断することは、必ずしも容易ではありません。

当社取締役会は、こうした事情に鑑み、当社株券等に対する買付行為が行われた際に、買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために交渉を行うこと等による、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為を抑止するための枠組みが必要不可欠であると判断いたしました。

以上の理由により、当社取締役会は、本プランを導入することを決定いたしました。なお、本プランを導入することにつきましては、株主の皆様のご意思の確認ができることを条件といたします。

3. 本プランの内容について

本プランは、当社株券等に対する大規模買付行為が行われる場合に、当社取締役会が、大規模買付行為を行おうとする者または大規模買付行為の提案を行う者（以下、併せて「大規模買付者等」といいます。）に対して、当該大規模買付者等及び大規模買付行為に関する情報の提供を求め、当社取締役会が、特別委員会（下記（6）参照）による勧告等を最大限尊重して、当該大規模買付行為についての評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉や株主の皆様への代替案等の提示を行い、一定の場合には対抗措置を発動するための手続であります。その具体的な内容は以下のとおりです。

（1）本プラン発動の対象となる当社株券等の買付けについて

下記 または の何れかに該当する買付行為（以下、併せて「大規模買付行為」といいます。）が本プラン発動の対象となります。ただし、事前に当社取締役会が同意しかつ公表したものを除きます。

当社が発行する株券等（注1）について、保有者（注2）及びその共同保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付け

当社が発行する株券等について、公開買付け（注5）後の公開買付者の株券等（注6）の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

- (注1) 証券取引法第27条の23第1項に規定される株券等をいいます。
- (注2) 証券取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。
- (注3) 証券取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。
- (注4) 証券取引法第27条の23第4項に規定される株券等保有割合をいいます。
- (注5) 証券取引法第27条の2第6項に規定される公開買付けをいいます。
- (注6) 証券取引法第27条の2第1項に規定される株券等をいいます。
- (注7) 証券取引法第27条の2第8項に規定される株券等所有割合をいいます。
- (注8) 証券取引法第27条の2第7項に規定される特別関係者をいいます。

(2) 大規模買付者等による当社に対する情報提供

大規模買付者等には、大規模買付行為に先立ち、まず、大規模買付者等の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、大規模買付行為の概要、並びに、本プランに定められた手続を遵守する旨の誓約を明示した書面（以下、「意向表明書」といいます。）を当社取締役会に提出していただきます。

次に、当社取締役会は、上記 から までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10日以内（初日不算入）に、大規模買付者等に対して、大規模買付行為に関する情報として当社への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者等には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報を、当社取締役会が適切と判断する期限までに当社に書面で提供していただきます。

大規模買付行為に関する情報として当社取締役会が提出を要請する情報には以下の事項が含まれます。

大規模買付者等及びそのグループ（ファンドの場合は各組合員その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、財務内容、経歴、属性等を含みます。）

大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の価額・種類、買付けの時期、関連する取引の仕組み、買付方法の適法性、買付実行の蓋然性等を含みます。）

大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容

買付対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付けに係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及び算定根拠等を含みます。）

買付資金の裏付け（買付資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）

大規模買付行為完了後の当社及び当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策

当社及び当社グループの顧客、取引先、従業員、地域関係者及びその他の利害関係者への対応方針

その他大規模買付行為の妥当性、適法性等を当社取締役会及び特別委員会が評価・検討するために必要と判断する情報

本項に基づき提出された大規模買付行為に関する情報が、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が当該大規模買付行為を評価・検討するための情報として充分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者等に対して追加的に情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は、株主の皆様または当社取締役会もしくは特別委員会が大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な情報が大規模買付者から提出されたと判断する場合には、その旨の通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）を大規模買付者等に行います。

なお、意向表明書の提出があった事実、及び、当社取締役会に提供された大規模買付行為に関する情報その他の大規模買付行為に関連する情報のうち、株主の皆様のご判断のため開示することが妥当であると考えられるものにつきましては適時適切に開示します。

（3）当社取締役会による大規模買付行為に関する情報の評価・検討等

上記（2）に基づき大規模買付者等による情報提供が行われた後、当社取締役会は、これらの情報を評価・検討し、大規模買付者等との買付条件に関する交渉、当該大規模買付行為に対する意見形成、代替案の策定等を行います。また、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動の是非について、特別委員会に諮問し、必要に応じて外部専門家（公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等）の助言を得るものとします。

当社取締役会がこれらの評価・検討等を適切に行うためには一定の期間が必要でありますので、大規模買付行為の内容に応じて、下記 または による評価期間（以下、「評価期間」といいます。）を設定します。

対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社の全株券等の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知発送日から 60 日間（初日不算入）

以外の大規模買付行為の場合には、情報提供完了通知発送の日から 90 日間（初日不算入）

当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、評価期間終了日までに、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表いたします。

また、当社は、当該決定がなされた場合は、速やかにその旨及び対抗措置発動の際には法令等により定められている事項のほか、当社取締役会が適切と認める事項について当社株主及び投資家の皆様に開示を行います。

大規模買付者等は、評価期間が経過した後においてのみ大規模買付行為を開始することができるものとします。

(4) 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合には、当社取締役会が仮に大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得等を行う可能性は存するものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することはありません。大規模買付者等の提案に応じるか否かは、当社株主の皆様において、当該大規模買付行為の内容並びにそれに対する当社取締役会の意見及び代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

ただし、大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守する場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、下記(6)記載の特別委員会による勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、対抗措置の発動を決定することがあります。具体的には、別紙1に掲げるいずれかの類型に該当すると判断される場合には、原則として、大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。また、対抗措置の具体的な方策は下記(5)に記載のとおりです。

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守しない場合

大規模買付者等が本プランに定める手続を遵守せずに、大規模買付行為を開始した場合には、当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、特別委員会の勧告を待たずに対抗措置の発動を決定することができるものとします。対抗措置の具体的な方策は下記(5)に記載のとおりです。

上記 及び に基づく対抗措置の中止・撤回

上記 及び に基づいて当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動する旨の決定をした場合であっても、(a)大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、(b)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上という観点から、対抗措置を維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置を中止または撤回するものとします。

(5) 対抗措置の具体的な方策

本プランに従い当社取締役会が行う具体的な対抗措置は、新株予約権の無償割当て(会社法第277条)等会社法その他法令及び当社定款が取締役会の権限として認める措置のうち、当社取締役会が、特別委員会の意見を最大限尊重して、大規模買付行為に対して相当と認めるものを選択することとします。

対抗措置としての新株予約権の無償割当ての概要は、別紙2のとおりとします。かかる新株予約権については、対抗措置としての効果を勘案し、発動の対象となった大規模買付

者等は、当該新株予約権を行使できず、また、取得条項に基づく取得に際して大規模買付者等には当社普通株式が交付されない等の条件を定めることができるものとし（別紙2(1) 及び 参照。）。(a)割当てを受けた株主の皆様による新株予約権の行使をお願いするか、または、(b)当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するかという点については、当社取締役会が、対抗措置としての効果、当社に与える影響、株主の皆様の利益等を勘案して、対抗措置発動に際して決定した上で適時適切に開示いたします。

(6) 対抗措置発動につき合理性・公正性を担保するための手続（特別委員会の設置）

上記(5)のとおり、本プランに基づく対抗措置の発動は当社取締役会に属するものでありますが、その合理性・公正性を担保するために、当社は、取締役会から独立した機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会は3名以上の委員により構成され、各委員は、当社取締役会が当社社外取締役、当社社外監査役及び社外の有識者(弁護士、税理士、公認会計士及び学識経験者等)の中から選任します。かかる特別委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。

本プランの導入について本定時株主総会において株主の皆様の承認をいただいた場合には、速やかに当社取締役会は特別委員会の委員の選任を行います。特別委員会の委員候補者の氏名並びに略歴は別紙3のとおりです。

当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し、発動すべき具体的な対抗措置の内容を提示した上で、その発動の是非について諮問します。特別委員会は、当該諮問に対して、評価期間内に、大規模買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料に基づいて、当社の企業価値・株主共同の利益の向上の観点から評価・検討を行い、当社取締役会に対し本プランの発動の是非を勧告します。特別委員会が上記の評価・検討を行うにあたっては、当社の費用により独立した第三者である専門家(公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士等)の助言を得ることができるものとし、

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動するに際しては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

また、上記(4) のとおり、上記の手続に従って当社取締役会が本プランに基づく対抗措置を発動する旨の決定をした場合であっても、大規模買付者等が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、かつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上という観点から、発動した本プランを維持することが客観的に相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置の発動を維持することの是非について、具体的事情を提示した上で、改めて特別委員会に諮問するものとし、特別委員会は、当該諮問に基づき、当社取締役会に対して、本プランに基づく対抗措置を維持することの是非について勧告を行います。当社取締役会は、本プランに基づく対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとし、

(7) 本プランによる株主及び投資家の皆様への影響等

本プラン導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プラン導入時においては、新株予約権の割当て等が行われませんので、本プランの導入により株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接影響を与えることはありません。

本プラン発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランの発動は、企業価値及び株主皆様の利益の向上のために行われるものでありますので、株主の皆様が法的権利または経済的側面において格別の損失を被る事態は想定しておりません。

しかしながら、本プランに基づき対抗措置が発動される場合には、大規模買付者等については、結果的に法的権利または経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本プランの公表は、大規模買付者等が大規模買付ルールに違反して大規模買付行為を行うことがないように予め注意を喚起するものです。

また、大規模買付者等以外の株主の皆様については、下記 ア)のとおり名義書換手続が行われない場合には、新株予約権の割当てを受けることができず、また、下記 イ) (a)に規定する場合において新株予約権が行使されないときは、普通株式の交付を受けることができず、結果として、法的権利及び経済的側面において不利益を受けることとなります。

対抗措置発動時に株主の皆様に必要な手続

当社取締役会が本プランに基づき、対抗措置の発動を決定した場合は、株主、投資家の皆様に、対抗措置発動の事実のみならず、株主の皆様に必要な手続を含む情報に関する適切な開示を速やかに行い、大規模買付者等以外の株主の皆様の不利益を与えないよう十分に配慮いたします。なお、本プランの対抗措置として新株予約権無償割当てを行うとした場合の株主の皆様に必要な手続は以下のとおりです。

ア) 名義書換の手続

当社取締役会が本プランに基づく対抗措置として、新株予約権無償割当てに係る決議を行った場合には、割当てのための基準日が公告され、当該基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が無償で割り当てられます。したがって、株主の皆様におかれましては、当該基準日までに、所有する当社普通株式に係る株券を提示した上で株主名簿の名義書換を完了していただく必要があります。

ただし、当該基準日までに、証券取引所における取引等により証券保管振替機構に預託されました株主の皆様につきましては、名義書換の手続は不要です。

なお、新株予約権無償割当てでは、当該基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、新株予約権の申込を行う必要はなく、当然に新株予約権を取得することとなります。

1) 新株予約権の行使及び取得の手続

上記(5)のとおり、(a)割当てを受けた株主の皆様による新株予約権の行使をお願いするか、または、(b)当社が取得条項に基づき新株予約権を取得するかという点については、当社取締役会が対抗措置発動時に際して決定した上で適時適切に開示いたしますが、前者が選択される場合には、株主の皆様は、当社取締役会が別途定める権利行使期間内に、払込取扱場所において、行使価額の払込み、必要書類（行使請求書等）の提出等を行っていただく必要があります。

(8) 本プランの有効期限、更新、廃止並びに見直しについて

当社は取締役の任期を1年としております。本プラン導入後、毎年、定時株主総会后最初に開催される取締役会において、株主の皆様より選任された取締役が本プランを更新または廃止の決議を行い、決議結果を速やかに株主及び投資家の皆様へ開示します。なお、当社取締役の選任議案において各取締役候補者の本プランに関する賛否を記載いたします。これにより、今後の本プランの更新、廃止について、取締役選任議案に関する議決権行使を通じて、株主の皆様の意思が反映されることとなります。

また、当社取締役会は、会社法、証券取引法等の関係法令・証券取引所規則の改正・整備等を踏まえ、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から、随時本プランの見直し、本プランに代わる買収防衛策の導入を含む、適切な措置を講じてまいります。

以 上

(別紙1)

当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合

- (1) 大規模買付者等が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているもしくは行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)である場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該買収者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者等またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株券等の取得を行っている場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っている場合
- (5) 大規模買付者等の提案する当社の株券等の買付条件(買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、当該条件の具体的内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれらに限られません。)が、当社の企業価値に照らして著しく不十分または不適切なものである場合
- (6) 大規模買付者等の提案する当社株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の判断の機会または自由を事実上制約し、株主に当社の株券等の売却を事実上強要するものである場合
- (7) 大規模買付者等による支配権の取得により、当社株主はもとより、顧客、従業員その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値ひいては株主共同の利益を明らかに毀損したり、その確保及び向上を妨げる場合
- (8) 大規模買付者等が支配権を取得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者等が支配権を取得しない場合の当社の企業価値に比べ、明らかに劣後する場合
- (9) 大規模買付者等が当社の支配株主として公序良俗上不適切である場合

(別紙2)

新株予約権の無償割当ての概要

(1) 株主に割り当てる新株予約権の内容

新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的となる普通株式の数は1株とする。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は新株予約権1個あたり1円以上で当社取締役会が定める金額とする。

新株予約権の行使条件

大規模買付者等、その共同保有者及びその特別関係者、並びに、当該大規模買付行為に際し、大規模買付者等が第三者との間に意思連絡関係を有する場合における当該第三者（当該第三者の共同保有者及び特別関係者を含む。）は、新株予約権を行使できない。

対抗措置として適切なその他の行使条件を当社取締役会が定める。

取得条項

当社は、当社取締役会が別途定める日において、新株予約権者（ただし、上記において新株予約権を行使することができない者を除く。）に対して、新株予約権を取得すると引換えに、新株予約権1個あたり当社普通株式1株を交付することができる。

対抗措置として適切なその他条件を当社取締役会が定める。

新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による取得については当社取締役会の承認を要するものとする。

(2) 株主に割り当てる新株予約権の数

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿または実質株主名簿に記載または記録された当社以外の株主に対し、その所有する当社普通株式1株に対し新株予約権1個の割合で割り当てるものとする。

(3) その他

上記(1)及び(2)に定めるほか、新株予約権の行使期間、新株予約権の割当日その他の事項については、当社取締役会が別途決定するものとする。

(別紙3)

特別委員会委員候補者の氏名・略歴

土井 誠 (昭和33年10月7日生)

昭和57年7月 (株)日本マーケティングセンター(現(株)船井総合研究所)入社
平成元年9月 ビジネス・システム・プランニング(株)設立、同社代表取締役(現任)
平成16年6月 当社監査役
平成17年6月 当社取締役(現任)

高橋 司 (昭和37年12月10日生)

平成元年4月 弁護士登録(大阪弁護士会) 勝部法律事務所(現勝部・高橋法律事務所)入所(現任)
平成15年2月 (株)毛髪クリニックリーブ21 監査役(現任)
平成16年6月 当社監査役(現任)

中園 和義 (昭和23年12月4日生)

平成8年5月 (株)あさひ銀行(現(株)りそな銀行)住吉支店長
平成12年7月 昭和地所(株)出向
平成13年7月 同社入社大阪支店営業第2部長
平成14年6月 同社執行役員部長(現任)

中園 和義氏は当社の社外監査役候補者(平成18年6月16日開催の定時株主総会での承認を経て就任予定)です。